

新潟市歯科保健推進会議運営要綱

(目的)

第1条 新潟市の歯科保健について総合的に協議・推進することを目的として、新潟市歯科保健推進会議（以下「会議」という。）を開催し、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から幅広い意見を聴取する。

第2条 会議は、次の事項について総合的に検討を行う。

- (1) 歯科保健対策のあり方に関すること
- (2) 新潟市生涯歯科保健計画の推進状況および評価に関すること
- (3) その他会議が必要と認めること

(委員構成)

第3条 会議は委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体機関の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。ただし、専門知識、経験等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者は、この限りではない。

3 関係行政機関の職員である委員の任期は当該職にある期間とする。

4 委員に欠員が生じた場合は速やかに補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする
(会長及び副会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は会議の進行を行う。

3 会長は副会長を指名し、副会長は会長に事故あるとき、または会長が欠けたとき、その職を代行する。

(会議)

第6条 会議は必要の都度市長が招集する。

2 会議は公開とする。

(専門部会)

第7条 会議の中に、より専門事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 部会委員は会長が指名する。

3 専門部会に部会長を1人置くこととし、部会委員の中から互選する。

4 市長は、必要な都度専門部会を招集する。

(庶務)

第8条 会議及び専門部会の庶務は、新潟市保健所健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。